



26消安第1683号
26生畜第411号
平成26年6月20日

北海道農政事務所消費・安全部長
農政推進部長
各地方農政局消費・安全部長
生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
生産局畜産部畜産振興課長

平成26年度の水稲の開花期に向けた蜜蜂被害軽減対策の推進について

農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成25年5月30日付け25消安第785号消費・安全局農産安全管理課長通知）を発出し、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、平成25年度から平成27年度までの3年間（平成25年度にあつては、同年5月30日以降）の蜜蜂被害と周辺作物の作付状況、農薬の使用状況との関連性等の情報を収集している。

今般、平成25年度の調査結果を中間的に取りまとめ、公表したところである。調査結果の解析の結果、

- ① 水稲の開花期に蜂場周辺の水田でカメムシ防除の殺虫剤が散布された直後に、巣門前に死虫が見られるような被害が多く起きていること
- ② 蜜蜂は蜂場周辺の水田に飛来し、カメムシ防除のために散布される殺虫剤に暴露していること
- ③ 蜜蜂への毒性が強い殺虫剤に暴露した場合は死亡に至る場合もあること
- ④ 巣箱周辺の農薬の使用の情報が養蜂家に伝わっていない場合があったこと
- ⑤ 被害を受けた事例の多くで被害を軽減する対策がとられていなかったことが明らかになったところである。

これらのことを踏まえ、当面の対策として平成26年度の水稲開花期に向けて、蜜蜂の被害を低減するため、下記の事項を管下の各都道府県に対し周知・指導願いたい。

記

(1) 蜜蜂の被害に関する認識の共有

都道府県の畜産部局及び農薬指導部局等においては、県の普及指導員や病害虫防除所の職員、農薬使用者、養蜂家、農業団体、養蜂組合等関係者に、以下の事項を広く周知すること。

- ・ 水稲は蜜源作物ではないが開花期には水田周辺の蜂場の蜜蜂が水田に飛来すること。
- ・ カメムシ防除のために水田に散布する殺虫剤の暴露により蜜蜂の被害が生じる可能性があること。

(2) 情報交換の徹底

- ① 都道府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、蜂場の設置される可能性のある場所の情報を都道府県農薬指導部局、農業団体に伝えること。
- ② 都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、都道府県畜産部局から提供された、蜂場の設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すると通常蜂場から半径約2 kmの範囲）の水稲の開花期、開花期の農薬の散布計画等の情報を都道府県畜産部局、養蜂組合等に伝えること。その際、無人ヘリコプター以外による農薬散布についても、地域のJA等が作成する防除暦等から情報を整理し伝えること。
- ③ 都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜜蜂の蜂場の情報（蜂場の場所、巣箱の設置期間）を周辺の水稲農家に伝えること。
- ④ 都道府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、都道府県農薬指導部局、農業団体等から提供された水稲の開花期、開花期の農薬の散布計画等の情報を予め個々の養蜂家に伝えること。

(3) 被害軽減のための対策の推進

都道府県の農薬指導部局及び畜産部局は、農業団体や養蜂組合等と相談しつつ、地域において協議会を設けるなど、地域の実態に合わせて、以下の対策を行う。

- ① 養蜂組合等の協力を得て、「蜜蜂がカメムシ防除の殺虫剤に暴露する確率が高い場所」（水田で囲まれた場所、周辺に水稲以外の花粉源が少ない場所）ではできるだけ巣箱の設置を避けるか、水稲の開花期に巣箱を退避させるよう、養蜂家への指導を行う。
- ② 農業団体等の協力を得て、
 - ・ 蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8～12時）の農薬の散布を避け、できるだけ早朝又は夕刻に散布する
 - ・ 蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施するよう、水稲農家への指導を行うこと。